

基幹相談支援センター業務の委託について

1 概要

基幹相談支援センターは、平成24年に成立した障害者総合支援法に位置付けられ、地域における障害者相談支援の中核的な役割を担うものとして、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談等の業務を総合的に行うことを目的とする機関です。

障害福祉サービスに係る相談業務においては、その内容が多様化し、専門性が高くなっていることから、知識や技術、実務経験が求められるため、相談支援専門員が配置されている特定相談支援事業者又は一般相談事業者へ委託することで、より迅速かつ適正な障害福祉サービスを供給できる支援体制を整備、強化したいと考えています。

2 委託業務

- 市内の相談支援事業所では対応できない専門的な相談業務
- 相談支援事業所に対する指導や助言
- 施設や病院などから地域での生活への移行を促進する取組
- 成年後見制度の利用や虐待防止・差別解消に係る取組
- 小樽市障がい児・者支援協議会等の事務局業務

3 スケジュール（予定）

- 令和6年12月 プロポーザル公告
- 令和7年 1月 (上旬) 事業者ヒアリング実施
(中旬) 受託事業者決定
(下旬) 委託契約締結
- 〃 2月 事業委託に向けた準備（業務内容、運用方法等の確認・調整）
- 〃 3月 〃
- 〃 4月 事業委託開始

4 設置場所

小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ執務場所